

「よりよき裁判員制度実現のために

～裁判員制度がより市民から理解されるようになるための提言書～」

具体的提言

- ① 裁判官と裁判員経験者による、各地での公開座談会開催
- ② 裁判官より裁判員に対し、このメンバー同士の連絡をとってもらうことが可能なこと、経験を話せる場をネット検索できることの紹介
- ③ 裁判員に対し、判決文交付や控訴の有無の情報提供が可能なことを説明し、希望者にその提供を行うこと
- ④ こういうことを話すことは守秘義務に違反しないとの具体的説明
- ⑤ 裁判員裁判の概要を裁判所が事前説明する機会の設定
- ⑥ 刑務所見学実施の検討
- ⑦ 裁判員広報の取り組みの強化
- ⑧ 市民団体との意見交換

提言に至った理由

1 大阪ボランティア協会及び裁判員ACTの紹介

社会福祉法人大阪ボランティア協会は、市民参加で問題解決に取り組む自治や協働の精神を大切に活動する民間団体です。市民が裁判官と協働して裁判員を務める裁判員制度についても、司法への市民参加を進めるものとして評価しています。制度が始まった2009年には「“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会」（以下、裁判員ACT）を結成し、裁判員経験者の話を聞くなど、市民の立場から制度の実情や課題について学び、議論を重ねてきました。これまでの活動の中で私たちは、誰もが裁判員に選ばれるかもしれないというだけではなく、被告人や被害者の立場になることも含めて、自分たちの問題として裁判員裁判を考えるようになりました。2016年からは連続セミナーを開催し、「裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題」に取り組んでいます。

2 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の要因

- (1) 最高裁判所は平成29年に「裁判員制度の運用に関する意識調査」を行い、裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の要因を分析しています。私たちは、その中でも報告書64・65頁の「裁判員裁判に対する関心の変化の理由」に注目しました。関心が低下している理由で最も割合が多くかったのが「自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない」という回答でした。裁判員経験者の声を聞いたことの有無が、裁判員裁判に対する関心を変化させる大きな要素となっているのです。
- (2) 既に7万人以上の人人が裁判員を経験し、2万人以上の人人が補充裁判員を経験しています。そのうち95%以上の人人が「(非常に)よい経験」と感じているのです。
- (3) (1)と(2)とのギャップを埋めて、裁判員制度がより市民から理解されるようになるために、当面何に取り組むべきかをまとめて提言します。

3 具体的提言及びその理由について

- (1) 裁判官が裁判員経験者とともに、各地で公開座談会を開催すべきです。
- ・ 鳥取地方裁判所では、平成30年2月12日（木）に公民館で、裁判員経験者と裁判官の公開座談会を行っています。当日は平日昼間にもかかわらず約30人の市民が参加したこと（鳥取地裁ホームページより）。
 - ・ 鳥取以外の全国各地でもこのような公開座談会を行えば、確実に市民の理解を広めていくことになると考えます。開催を昼間だけでなく夕方や土日にも行えば、さらに多くの市民が参加できることになります。
 - ・ 弁護士会や検察庁とも協力して開催できれば、市民から見てさらに興味深いものになると考えます。
- (2) 裁判員裁判を終えた段階で、裁判官より裁判員・補充裁判員に対し、このメンバー同士の連絡をとってもらうことが可能なこと、及び裁判員の経験を話したいと考える方は、ネットを検索すればいろいろの裁判員

関連の市民団体があるので、それらも参考にしてもらえばよいと伝えてもうことが重要です。

- ・ 同じ裁判体を構成した裁判員・補充裁判員は、守秘義務を気にすることなく、経験したことについて語りあうことが出来ます。双方が同意すれば裁判所が連絡をしてもらえることを知っている人はほとんどいませんし、その場で直接連絡先を交換すれば裁判所が仲介する手数を減らすこともできます。
- ・ 日弁連の平成30年9月29日の司法シンポジウムで登壇した裁判員経験者の内の1名は、裁判長からネット検索できることの案内を受けて自分でネットを検索して、その後他の裁判員経験者と交流を持ったり、市民に対し経験談を語ったりしています。
- ・ 特定の市民団体を案内することは裁判所としては出来ないでしょうが、裁判員経験を話したいと考える人にその端緒となることをアドバイスすることは全く問題がないはずです。裁判員経験をしたことを話せずに一人で悩んでしまい、ようやく他の裁判員経験者と話ができるルートが開けた時に泣きながら話をしたということもあります。経験者が一人で悩まないようにいろいろな情報を伝えることは、裁判所としても重要なことだと考えます。

(3) 裁判員に対し、判決文（個人情報はマスキングしても可）を交付したり、裁判員が出した判決が確定したか控訴されたかを知らせることができるなどを説明し、希望者にその提供を行うべきです。

- ・ 裁判員経験者からは、自分達が出した判決がどのようなものだったか日時の経過で忘れていってしまう、また判決が確定したのか控訴されたかを知りたいとの声をよく聞きます。審理期間に必死になって考え方判断したことが判決文の中でどう表現されているのか、またその後どうなったかを知りたいと考えるのは当然のことです。そのような提供が可能なことを全員に説明し、希望者に対して判決文を交付したり、確定したか控訴されたかについて知らせることは、裁判員裁判に参加してもらった経験者に対し、裁判所としての義務に属する範囲のこと

だと考えます。

- ・ 守秘義務の説明で法廷で聞いたことは話してもよいと言われても、緊張の連続なので裁判員自身が区別が付きにくい面があります。判決は法廷での審理に基づいて作成されているので、そのことについて話すことは守秘義務の範囲に入らないことが明確になります。判決文(個人情報はマスキングしても可)を交付したり郵送することで、裁判員経験者はその経験を思い返すことができ、また周囲へ経験談を語りやすくなるはずです。

(4) 守秘義務の範囲について、抽象的に説明するのではなく、こういうことは話してもらっていいと例示し、話せることについて具体的な説明を行うべきです。

- ・ 守秘義務の範囲について区別が分からず、ややこしくなるのは嫌だから全く経験談を語らないという裁判員経験者が多くいます。95%以上の経験者がよい経験だと感じているのに、それを周囲の人と共有できないのは残念なことです。
- ・ 抽象的な説明だと、違反をすればこのような罰則があるということだけが印象に残ってしまい、実際には経験談を語ることにブレーキをかけてしまいます。9万人以上の裁判員・補充裁判員を経験しているのに、未だに周囲に裁判員裁判に関わったという声を聞かないということは、裁判所の説明の仕方に問題があるのではないかということをよく検討すべきです。
- ・ 裁判員ACTでは数十名の裁判員経験者からヒアリングを行いましたが、裁判長から裁判員経験を積極的に話してほしいと言われた人は一名のみでした。その人は自分の職場や周囲に積極的に経験談を話しています。裁判所の取り組みによって、裁判員経験者が語れるか否かが大きく異なってくるのです。

(5) 裁判員候補者名簿の登録通知後の近い時期（出来れば年間を通して）に、各地で候補者の希望者に対し、裁判員裁判の概要を説明する機会を作るべきです。

- ・ 裁判員 A C T では、候補者名簿登録通知の数週間後である毎年 1 2 月初旬に、裁判員裁判についての公開学習会を行っており、制度の説明や裁判員経験者の話を聞いてもらっています。候補者通知を受けたがよく分からないので参加したという人が必ずいます。
- ・ これは本来裁判所が中心になって行うべきものです。まず 1 2 月くらいから 3 月くらいまでの間に数回、時間帯を変えたり土日も含めるなど候補者通知を受けた人が選択して参加できるような複数の機会設定を行うべきです。期日呼び出しの通知を受けた段階で概要を知りたいと考える人も多くいますので、出来れば年間を通してそのような機会を作ることが望ましいと考えます。

(6) 刑務所見学も実施を検討すべきです。

- ・ 裁判員経験者からは、事前に刑務所を見学しておきたかったという声をよく聞きます。人数や時期等の調整は必要ですが、希望者には裁判員裁判の前に刑務所を見学する機会を設けることを検討すべきです。

(7) これまでに裁判所が行ってきた裁判員広報についての取り組みを、より強化すべきです。

- ・ 裁判員裁判を行った裁判官の出前講義が各地で実施されています。しかし、件数は少ないままであり、このような取り組みが行われていることはほとんど知られていません。もっと積極的に広報して外部へ出かけていくことが必要です。
- ・ 弘前大学では裁判官がセミナーに参加したり講義で話すこともあるようです。このような取り組みを、各地で大学や各種団体と協力して持つことはできないでしょうか。
- ・ 裁判員広報 D V D も、おそらくほとんど使用されていないと思われます。D V D は見るだけでイメージがわきますので、より積極的な活用やこれまで 9 年の経験を踏まえた新しい D V D の製作も検討願えればと思います。

(8) 裁判員問題に取り組む市民団体との意見交換を。

- 裁判員問題に取り組む市民団体は、裁判員経験者の声や傍聴を踏まえて、具体的な改善提言を持ってています。意見を募集する場を広く作ってもらい、可能な範囲で意見交換をしていくことを望みます。

以上のような具体的提言を踏まえ、裁判所としてまずやれることから行動に移すこと、個々の裁判官が判断する事項であればこのような意見が来ているということでの情報提供を願います。

市民と協働して作りあげていく裁判員制度ですので、法廷や評議室での審理・評議だけでなく、経験の共有の場面でも広く市民と協働していくことを強く望む次第です。

以上

2019年1月15日

社会福祉法人大阪ボランティア協会
“裁判員^{アクト}”裁判への市民参加を進める会

※社会福祉法人大阪ボランティア協会について

大阪ボランティア協会は、1965年、全国に先駆けて誕生した市民活動サポートセンターです。のべ113人のボランティアスタッフと14人の職員が協働し市民参加型で事業に取り組んでいます。詳細はホームページをご覧ください。

□大阪ボランティア協会のHP <http://www.osakavol.org/>